

令和7年度 いじめ防止基本方針

浜田養護学校長

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命、身体又は財産に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめ防止等の取り組みに当たっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人一人の自尊感情や人権意識を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。

いじめの定義
<p>【 いじめ防止対策推進法の定義より 】</p> <p>児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの</p>
基準
<p>当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。（いじめの認知は、いじめられている側がどう思うかということ）</p>

2 いじめ防止等の対策

いじめは、冷やかしやからかい等のほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめ等、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、もはや学校だけの対応では困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲をもって充実した生活を送れるよういじめの防止に向け、日常の指導体制や緊急時の組織的対応を定め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を平時から実効的に行うため、本校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、当該組織は、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家を加えて構成される組織とし、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。またいじめ対応には初動が重要となっていることから緊急時には素早く対応方針を決定できるようにする。

いじめ防止対策委員会の構成員			
★校長	★教頭	★教頭	★生徒指導主事
★小学部主事	★中学部主事	★高等部主事	教育相談CO
高等部1年主任	高等部2年主任	高等部3年主任	人権教育主任
養護教諭	寄宿舎指導員長	※PTA会長	※スクールカウンセラー
学級担任			

※のメンバーは必要に応じて招集する。

★のメンバーは緊急時に、方針決定を行う。〈教頭については当該学部担当教頭部主事については当該学部主事〉

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止の取り組み

浜田養護学校 具体的な「いじめ防止」の取組
・人とのかかわりアンケート（7月、11月、2月）
・学部集会で定期的に「いじめ」の定義について確認
・昇降口や教室での掲示物による啓発活動
・年間を通して、教職員が迅速に組織的対応をしている姿を示し続ける （「誰にも伝えることができない、まともに取り合ってもらえない」という状況を作らない）

① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的計画的にP D C Aサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

② いじめの防止のための取組

- 小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因背景、具体的な指導上の留意点、重大事態への対応などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動、**ホームルーム**などで、日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、他者の気持ちを共感的に受けとめ、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る

能力を育て、いじめを行わない態度や能力の育成を図る。

- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、定期的な面談の実施や障がい特性に応じた自立活動の充実を図ることを通してストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- 学年集会や特別の教科道徳を通して、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- 所轄警察署と連携し、警察職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取り組みを推進する。
- 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- P T A総会等を通して学校のいじめ防止に関する姿勢を伝え意識を共有する。
- 重大事態が発生した場合、学校は県教育委員会に対して情報を迅速に報告し、学校と県教育委員会で対応策を検討する。その際、専門家を活用したり保護者の理解と協力を得られるように相談窓口等を設けたり、必要に応じて警察に援助を求めたりする。

③ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。

- 外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。そのために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。スムーズかつ組織的な対応をするために問題行動フローチャートを作成し全校教職員へ周知する。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

② いじめの発見、通報、申し立てを受けたときの対応

発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって県教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てを受けた場合、申し立て時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。申し立て時点でいじめの事実を確認できていない場合は、いじめ対策委員会により対応を検討し事実確認を行う。事実確認の結果、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き重大事態調査を行う。

③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒に対し、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、事実関係の聴取を行う。その後、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。あわせて、学校へ登校することを無理強いしなかったり、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携したりしながら、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携して組織的にいじめがなくなるようにし、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たってはその背景にも着目し適切な教育的配慮を行う。また、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないよう配慮する。場合によっては、出席停止や懲戒、警察や児童相談所等の関係機関との連携による措置も含めた対応を行う。

⑤ 集団への働きかけ

いじめの未然防止のためにも、すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全安心が確保されている集団づくりを進めていく。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えることができるようになり、たとえ、いじめをその場で止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを指導する。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、本人や関係者の訴えから早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット、携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

(4) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

いじめへの対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

② 学校相互間の連携体制の整備

いじめを行った児童生徒が他校に在籍している場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携協力を図る。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義 【 いじめ防止対策推進法の定義より 】	
1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態	
例 いじめを苦にした自死、金銭恐喝	
2 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態	
例 いじめが原因となった不登校	

上記重大事態の調査を行う場合は、県、市町村、県教育委員会と連携を図り、以下のような対応に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会の構成員の他必要に応じて専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、いじめの調査、事実関係の公平性や中立性を確保するように努める。

① 第三者の考え方について

- 第三者とは、「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」
 - 「当該いじめ事案の関係者」とは重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指す。
 - 重大事態が発生した学校を担当する弁護士や心理・福祉の専門家が調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わるのは適切であるが、第三者として位置付けることは適切でないため別の第三者を確保する。
 - 専門家を調査組織に加える場合には、専門家であり第三者でもある者を加える。その場合には公平・中立的な専門家の推薦を依頼し任命する。その際対象児童生徒・保護者から専門家の専門性等について要望があれば合わせて伝える。
 - スクールカウンセラー等が当該重大事態の発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事している場合でも、当該学校直接の関係がなければ第三者として見なす。
- ② 第三者が調査すべき具体的なケースについて(対象児童生徒とは、いじめにより重大な被害が生じた疑いまたは、いじめにより不登校を余儀なくされている疑いのある児童生徒。関係児童生徒とは、いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒。)
- 対象児童生徒が死亡しており、自死または自殺が疑われる場合。
 - 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが困難な場合。
 - 関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている場合。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 対象児童生徒・保護者への説明

調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせを行う。対象児童生徒・保護者が何を求めていたのかよく聴き取り、調査について丁寧に説明し共通理解を図る。この事前説明を通じ、信頼関係を築き調査を進めることが求められる。

② 関係児童生徒・保護者への説明

重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。またいじめ行為の事実関係を否定している場合には本調査は責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明する。

③ 事前説明の手順と説明事項及び留意点・・(別紙①参照)

(5) 重大事態の調査項目と調査における留意事項

①調査全体の流れ

- 学校の指導体制の把握、またこれまでの対応記録の確認
- 対象児童生徒・保護者からの聞き取りやアンケート調査等の実施
- 事実関係の整理
- 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- 報告書の作成、とりまとめ

②標準的な調査項目

- 基礎情報(対象児童生徒の学年、性別、出欠の状況等)
- 当該事案の概要
- 対象児童生徒の訴え

- 関係児童生徒からの聴取

③調査における留意事項

〈重大事態調査の場合〉

- 不登校重大事態の場合、調査中に状況が改善した場合は対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。また重大事態調査の途中で調査をやめてほしいという要望があった場合も同様とする。

- 調査組織の構成員等には守秘義務を課すとともに調査で収集した情報の管理保管方法に留意する。

- 自死の場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際伝え方については教職員で統一する。

〈聴き取り調査の事前説明〉

- 聴き取りの際には調査対象者に対して実施前に丁寧な説明を行う。

- 聴き取りの内容や方法によっては、児童生徒の訴えが変わる可能性もあることを踏まえ、警察が捜査・調査中事案についての聞き取りは、事前に警察と調整を図る。

- 聴き取り内容については、みだりに他者に話さないように聴き取り相手に協力を求める。

〈聴き取り調査の方法及び留意事項〉

- 公平性・中立性の観点から専門家や第三者が聞き取りを担うまたは参加するようにする。

- 児童生徒が話したがらない場合は、無理に行わない。情報収集の仕方を工夫する。

- 聞き取りはオープンな質問をする。また誰にも言わないのでほしいという訴えに対しては、どこまでであれば伝えて良いかなどの確認を行いながら聞き取りを行う。

〈アンケート調査等を行う場合の留意事項〉

- 事前に実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際対象児童生徒、保護者の意向も確認する。また実施場所についても柔軟に対応する。

- うわさや悪意ある記述等が含まれる危険性もあることから記名方式とする。

〈経過報告について〉

- 重大事態調査は調査期間が長くなることもあることから、今後のスケジュールも含めて適切に経過報告を行う。

- 聴き取った内容を報告書にまとめる際は事実関係に相違がないか、記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとる場合もある。

- 第三者委員会で調査を行っている場合には、公平性・中立性の確保の観点から、基本的には調査主体の者が説明する。

(5) 調査報告書作成について(記載内容)

①○重大事態調査の位置づけ

- 調査目的、機関、調査組織の構成

- 当該事案の概要(学校名や氏名などの基礎情報)

- 調査の内容(調査方法、内容)

- 事実経過(対象児童生徒の訴えなど)

- 事実経過から認定しうる事実(重大な被害といじめとの関係についての説明)

- 学校及び学校の設置者の対応

- 再発防止策

以下の場合は報告書作成時に追加する。

- ① 対象児童生徒が自殺している場合(疑われる場合も含む。)

○自死に至る過程や心理の検証

○自死の再発防止・自殺予防のための改善策

- ② 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合

○学習面・健康面等について今後の支援方策

(6) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じてそれぞれが所管する地方公共団体の長に報告する。また対象児童生徒・保護者が希望する場合は対象児童生徒・保護者の所見書を提出することも可能であることを説明する。

対象児童生徒・保護者へまた対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行う。説明方法は調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し口頭で説明する。これらの資料に基づいて調査を通じて確認された事実関係、学校等の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権に配慮をし、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明する。(個人情報保護の必要はあるが、説明責任は果たす。)

いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。その際対象児童生徒・保護者から要望があれば、その意向を踏まえ説明を行う。

6 いじめが解消している状態(認知と解消はセットで考える)

【 いじめの防止等のための基本的な方針より 】

・いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続。

・被害者が心身の苦痛を受けていない。